

案

令和6年 2月14日

酒々井町長 小坂 泰久 様

酒々井町上下水道事業運営審議会  
会 長 加 瀬 進

適正な下水道使用料の在り方について（答申）

令和5年10月27日付、酒上下審第6号で諮問のあった適正な下水道使用料の在り方について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

1. 下水道使用料改定の必要性

酒々井町下水道事業が、公営企業会計を導入した平成26年度から令和4年度までの9年間の決算状況、また、令和5年度から令和13年度までの9年間の財政収支見込みをもとに試算を行った結果、受益者たる使用者からの独立採算制の原則を維持し、一般会計からの基準外繰入金に依存することなく安定した事業を運営していくためには、下水道使用料の改定はやむを得ないという結論に至った。

2. 下水道使用料の改定率

赤字解消が達成可能な増額改定を目標に、物価高騰禍における町民の日常生活や企業活動への影響を考慮しつつ判断されたい。

なお、このたびの審議では事業継続のために最低限必要な資金を維持していくためには、20%程度の増額改定が必要と考える。

3. 留意事項

- (1) 使用料の改定にあたり、改定期期、算定期間、使用料体系等の基本的な改定方針を整理すること。
- (2) 使用者にとって、急激な負担増となることのないよう、今後は3年ごとに定期的に下水道使用料の改定の必要性について検討すること。